

○総務省令第七十九号

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表及び地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第五条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令を次のように定める。

平成二十九年十二月四日

総務大臣 野田 聖子

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令

（法別表第一号の総務省令で定める事務）

第一条 地方独立行政法人法（以下「法」という。）別表第一号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項（同法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による請求の受付、その請求に係る事実についての審査若しくはその請求に係る戸籍

謄本等（同法第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。以下次号及び第四号において同じ。）若しくは除籍謄本等（同法第十二条の二に規定する除籍謄本等をいう。以下次号及び第四号において同じ。）の交付（同法第十条第三項の規定による方法を含む。）又は同条第二項（同法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による交付の拒否

二 戸籍法第十条の二第二項（同法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による請求の受付、その請求に係る事実についての審査又はその請求に係る戸籍謄本等若しくは除籍謄本等の交付（同法第十条第三項の規定による方法を含む。）若しくは交付の拒否

三 戸籍法第十条の二第二項に係る同法第十条の四（同法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による説明の求め

四 戸籍法第十条の二第一項若しくは第三項から第五項（これらの規定を同法第十二条の二において準用する場合を含む。）までの規定による請求の受付、現にその請求の任に当たっている者の本人確認（戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）第十一条の二第三号に規定する方法を除く。）又はその請求に係る戸籍謄本等若しくは除籍謄本等の作成若しくは引渡し（戸籍法施行規則第十一条の規定

による方法を含む。)

(法別表第二号の総務省令で定める事務)

第二条 法別表第二号の総務省令で定める事務は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第五条第一項の規定による許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくは許可又は同法第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証若しくは火葬許可証の交付とする。

(法別表第三号の総務省令で定める事務)

第三条 法別表第三号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第四条の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請の都道府県知事への送付又は同令第八条第一項の規定による身体障害者手帳の受領若しくは引渡し
- 二 身体障害者福祉法施行令第六条の規定による通知の受領又は引渡し
- 三 身体障害者福祉法施行令第九条第二項の規定による届出の受付、その届出に係る身体障害者手帳の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出の都道府県知事への送付又は同条第三項の規定による記載

若しくは返還

四 身体障害者福祉法施行令第九条第四項の規定による届出の受付、その届出に係る身体障害者手帳の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出の都道府県知事への送付又は同条第五項の規定による記載若しくは返還

五 身体障害者福祉法施行令第十条第二項において準用する同令第四条の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請の都道府県知事への送付、同令第十条第一項の規定により交付される身体障害者手帳の受領若しくは引渡し又は身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）第七条第二項の規定による身体障害者手帳の受領若しくは都道府県知事への送付

六 身体障害者福祉法施行規則第八条第一項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認、その申請の都道府県知事への送付若しくは身体障害者手帳の受領若しくは引渡し又は同条第二項の規定による身体障害者手帳の受領若しくは都道府県知事への送付

七 身体障害者福祉法施行令第十二条第一項の規定により返還される身体障害者手帳の受領若しくは都道府県知事への送付又は同条第二項の規定による通知

八 身体障害者福祉法施行令第八条第二項の規定による通知

九 身体障害者福祉法施行令第十一条の規定による通知

(法別表第四号の総務省令で定める事務)

第四条 法別表第四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百五十五号）第五条の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請の都道府県知事への送付又は同令第六条の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請の都道府県知事への送付又は同令第六条の規定による精神障害者保健福祉手帳の受領若しくは引渡し

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第七条第二項の規定による届出の受付、その届出に係る精神障害者保健福祉手帳の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出の都道府県知事への送付又は同条第三項の規定による記載若しくは返還

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第七条第四項の規定による届出の受付、同条第五項に規定する旧居住地の都道府県知事が交付した精神障害者保健福祉手帳の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出若しくはその精神障害者保健福祉手帳の都道府県知事への送付又は同条第五項の規定

による新たな精神障害者保健福祉手帳の受領若しくは引渡し

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第八条第一項の規定による申請の受付、同条第二項の規定による先に交付した精神障害者保健福祉手帳の受領、その申請の形式の確認、その申請若しくはその精神障害者保健福祉手帳の都道府県知事への送付、記載若しくは返還又は同条第三項の規定による新たな精神障害者保健福祉手帳の受領若しくは引渡し

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第九条第三項の規定による申請の受付、先に交付した精神障害者保健福祉手帳の受領、その申請の形式の確認若しくはその申請及びその精神障害者保健福祉手帳の都道府県知事への送付又は同条第三項の規定による新たな精神障害者保健福祉手帳の受領若しくは引渡し

六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十条第三項の規定による申請の受付、精神障害者保健福祉手帳の受領、その申請の形式の確認若しくはその申請及びその精神障害者保健福祉手帳の都道府県知事への送付、新たな精神障害者保健福祉手帳の受領若しくは引渡し又は同条第二項の規定による交付後に返還される精神障害者保健福祉手帳の受領若しくは都道府県知事への送付

七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十条の二第二項の規定により返還される精神障害者保健福祉手帳の受領又は都道府県知事への送付

(法別表第五号の総務省令で定める事務)

第五条 法別表第五号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十条の十の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は証明書の交付

二 地方税法第三百八十二条の三の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は証明書の交付

(法別表第六号の総務省令で定める事務)

第六条 法別表第六号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第四条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査又は同条第二項の規定による原簿の登録若しくは鑑札の交付

二 狂犬病予防法第四条第四項の規定による犬が死亡した旨の届出の受理若しくはその届出に係る事実による

ついでにの審査又は狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第二条に規定する原簿の登録の消除

三 狂犬病予防法第四条第四項の規定による犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更した旨の届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は狂犬病予防法施行令第二条の二第一項に規定する原簿の登録の変更

四 狂犬病予防法第四条第四項の規定による犬の所在地を変更した旨の届出（市町村長の管轄する区域以外の区域から当該市町村長の管轄する区域内に犬の所在地を変更した旨の届出に限る。）の受理若しくはその届出に係る事実についての審査、狂犬病予防法施行令第二条の二第一項の規定による原簿の登録の変更、同条第二項の規定による鑑札の受領、新たな鑑札の交付若しくは通知又は同条第三項の規定による原簿の送付

五 狂犬病予防法第四条第五項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は狂犬病予防法施行令第二条の二第一項の規定による原簿の登録の変更

六 狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）第六条第一項の規定による申請の受理若

しくはその申請に係る事実についての審査、同条第二項の規定による鑑札の受領又は狂犬病予防法施行令第一条の二の規定による鑑札の再交付

七 狂犬病予防法施行規則第十二条第二項の規定による注射済証の提示の確認又は狂犬病予防法第五条第二項の規定による注射済票の交付

八 狂犬病予防法施行規則第十三条第一項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に係る注射済証の提示の確認、同条第二項において準用する同令第六条第二項の規定による注射済票の受領又は狂犬病予防法施行令第三条の規定による注射済票の再交付

九 狂犬病予防法第二条第二項において同法の一部を準用する場合における準用することとされた前各号に定める事務

(法別表第七号の総務省令で定める事務)

第七条 法別表第七号の総務省令で定める事務は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三十四条第二項(同法第七十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による許可の申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同法第三十四条第二項の規定によ

る許可、同法第三十五条第四項（同法第七十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する臨時運行許可証の作成若しくは交付、同法第三十五条第四項に規定する臨時運行許可番号標の作成若しくは貸与又は同法第三十五条第六項（同法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により返納される臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標の受領とする。

（法別表第八号の総務省令で定める事務）

第八条 法別表第八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この条において「入管法」という。）第十九条の七第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される在留カードの受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の法務大臣への送付又は同条第二項の規定による住居地の記載（入管法第十九条の四第五項の規定による記録を含む。以下この条において同じ。）若しくは在留カードの返還

- 二 入管法第十九条の八第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される在留カードの受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の法務大臣への送付又は同条第二項において準用する入

管法第十九条の七第二項の規定による住居地の記載若しくは在留カードの返還

三 入管法第十九条の九第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される在留カードの受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の法務大臣への送付又は同条第二項において準用する入管法第十九条の七第二項の規定による住居地の記載若しくは在留カードの返還

四 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下この条及び第十五条において「平成二十一年入管法等改正法」という。）附則第十七条第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される在留カードの受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の法務大臣への送付又は同条第二項において準用する入管法第十九条の七第二項の規定による住居地の記載若しくは在留カードの返還

五 平成二十一年入管法等改正法附則第十八条第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される在留カードの受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の法務大臣への送付又は同条第二項において準用する入管法第十九条の七第二項の規定による住居地の記載若しくは在留カードの返還

六 入管法第六十一条の八の二の規定による通知

七 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）第二条又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号。以下第十五条において「整備・経過措置政令」という。）第十八条の規定による伝達

八 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第五十九条の六第四項若しくは第五項の規定により提示される資料の確認又はこれらの項の規定による説明の聴取

九 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号。以下第十五条において「整備・経過措置省令」という。）第十條第四項若しくは第五項の規定により提示される資料の確認又はこれらの項の規定による説明の聴取（法別表第九号の総務省令で定める事務）

第九條 法別表第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九条第一項の規定による届出（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二条第一項若しくは第三条の規定による届出を含む。）の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 二 国民健康保険法施行規則第五条第一項若しくは第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 三 国民健康保険法施行規則第五条の二第一項若しくは第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 四 国民健康保険法施行規則第五条の四第一項若しくは第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 五 国民健康保険法施行規則第八条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 六 国民健康保険法施行規則第九条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 七 国民健康保険法施行規則第十条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 八 国民健康保険法施行規則第十条の二第一項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実について

の審査

- 九 国民健康保険法第九条第九項の規定による届出（国民健康保険法施行規則第十二条若しくは第十三条第一項の規定による届出を含む。）の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 十 国民健康保険法施行規則第十三条第二項の規定による確認
- 十一 国民健康保険法施行規則第十二条の二の規定による特定同一世帯所属者証明書（同令第二条第二項に規定する特定同一世帯所属者証明書をいう。）の交付
- 十二 国民健康保険法施行規則第六条第一項の規定による被保険者証の交付
- 十三 国民健康保険法施行規則第五条の七第一項の規定による通知又は国民健康保険法第九条第三項若しくは第四項の規定により返還される被保険者証の受領
- 十四 国民健康保険法施行規則第六条第二項の規定による被保険者資格証明書（国民健康保険法第九条第六項に規定する被保険者資格証明書をいう。以下この条において同じ。）の引渡し
- 十五 国民健康保険法施行規則第五条の九第一項若しくは第二項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第四項の規定による確認

十六 国民健康保険法第九条第九項の規定により返還される被保険者証又は被保険者資格証明書の受領

十七 国民健康保険法施行規則第七条第一項（同令第七条の三において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同令第七条第二項（同令第七条の三において準用する場合を含む。）の規定による被保険者証若しくは被保険者資格証明書の受領又は同令第七条第三項（同令第七条の三において準用する場合を含む。）の規定により返還される被保険者証若しくは被保険者資格証明書の受領

十八 国民健康保険法施行規則第七条の二第二項（同令第七条の三において準用する場合を含む。）の規定による被保険者証若しくは被保険者資格証明書の提出の求め及び受領又は同令第七条第三項（同令第七条の三において準用する場合を含む。）の規定による被保険者証若しくは被保険者資格証明書の検認若しくは更新若しくは交付

十九 国民健康保険法施行規則第七条の四第一項の規定による高齢受給者証の交付、同条第二項の規定により返還される高齢受給者証の受領、同条第三項において準用する同令第七条の二第二項の規定による高齢受給者証の提出の求め及び受領、同令第七条の四第三項において準用する同令第七条の二第三項の

規定による高齢受給者証の検認若しくは更新若しくは交付、同令第七条の四第四項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第五項の規定による高齢受給者証の受領又は同条第六項の規定により返還される高齢受給者証の受領

二十 国民健康保険法施行規則第二十四条の三の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

二十一 国民健康保険法施行規則第二十六条の三第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査若しくは同項ただし書の規定による確認、同条第二項の規定による食事療養標準負担額減額認定証（以下この号において「食事療養減額認定証」という。）の交付、同条第三項の規定により返還される食事療養減額認定証の受領、同条第四項において準用する同令第七条の二第二項の規定による食事療養減額認定証の提出の求め及び受領、同令第二十六条の三第四項において準用する同令第七条の二第三項の規定による食事療養減額認定証の検認若しくは更新若しくは交付、同令第二十六条の三第五項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第六項の規定による食事療養減額認定証の受領又は同条第七項の規定により返還される食事療養減額認定証の受領

二十二 国民健康保険法施行規則第二十六条の五第二項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査又は同条第三項の規定による確認

二十三 国民健康保険法施行規則第二十六条の六の四第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査若しくは同項ただし書の規定による確認、同条第二項の規定による生活療養標準負担額減額認定証（以下この号において「生活療養減額認定証」という。）の交付、同条第三項の規定により返還される生活療養減額認定証の受領、同条第四項において準用する同令第七条の二第二項の規定による生活療養減額認定証の提出の求め及び受領、同令第二十六条の六の四第四項において準用する同令第七条の二第三項の規定による生活療養減額認定証の検認若しくは更新若しくは交付、同令第二十六条の六の四第四項において準用する同令第二十六条の三第五項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同令第二十六条の六の四第四項において準用する同令第二十六条の三第六項の規定による生活療養減額認定証の受領又は同令第二十六条の六の四第四項において準用する同令第二十六条の三第七項の規定により返還される生活療養減額認定証の受領

二十四 国民健康保険法施行規則第二十六条の六の四第六項において準用する同令第二十六条の五第二項

の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査又は同令第二十六条の六の四第六項において準用する同令第二十六条の五第三項の規定による確認

二十五 国民健康保険法施行規則第二十六条の七第二項において準用する同令第二十六条の五第二項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査又は同令第二十六条の七第二項において準用する同令第二十六条の五第三項の規定による確認

二十六 国民健康保険法施行規則第二十七条第一項の規定による申請の受付又はその申請の形式の確認

二十七 国民健康保険法施行規則第二十七条の五第一項の規定による申請の受付又はその申請の形式の確

認

二十八 国民健康保険法施行規則第二十七条の十一第一項の規定による申請の受付又はその申請の形式の

確認

二十九 国民健康保険法施行規則第三十二条の三の規定による届出の受付又はその届出の形式の確認

三十 国民健康保険法施行規則第三十二条の六の規定による届出の受付又はその届出の形式の確認

三十一 国民健康保険法施行規則第二十八条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実

についての審査、同条第二項の規定による特別療養証明書の交付、同条第四項の規定により返還される特別療養証明書の受領、同条第五項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査、同条第六項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第七項の規定による特別療養証明書の受領、同条第八項の規定により返還される特別療養証明書の受領又は同条第九項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三十二 国民健康保険法施行規則第二十七条の十六第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査又は同条第三項若しくは第四項の規定による確認

三十三 国民健康保険法施行規則第二十七条の十二の二第一項若しくは第四項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査、同条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定による確認又は同条第三項若しくは第六項の規定による通知

三十四 国民健康保険法施行規則第二十七条の十三第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第三項の規定による確認、同条第四項の規定による特定疾病療養受療証（以下この号において「特定疾病受療証」という。）の交付、同条第六項の規定により返還される特定疾

病受療証の受領、同条第七項において準用する同令第七条の二第二項の規定による特定疾病受療証の提出の求め及び受領、同令第二十七条の十三第七項において準用する同令第七条の二第三項の規定による特定疾病受療証の検認若しくは更新若しくは交付、同令第二十七条の十三第八項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第九項の規定による特定疾病受療証の受領又は同条第十項の規定により返還される特定疾病受療証の受領

三十五 国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の二第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査若しくは同項ただし書の規定による確認、同条第二項の規定による認定若しくは届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査、同条第三項の規定による限度額適用認定証の交付、同条第四項の規定により返還される限度額適用認定証の受領、同条第五項の規定による限度額適用認定証の提出の求め及び受領若しくは届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査、同条第六項において準用する同令第七条の二第二項の規定による限度額適用認定証の提出の求め及び受領、同令第二十七条の十四の二第六項において準用する同令第七条の二第三項の規定による限度額適用認定証の検認若しくは更新若しくは交付、同令第二十七条の十四の二第六項において準用する同令第二

十六条の三第五項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同令第二十七条の十四の二第六項において準用する同令第二十六条の三第六項の規定による限度額適用認定証の受領又は同令第二十七条の十四の二第六項において準用する同令第二十六条の三第七項の規定により返還される限度額適用認定証の受領

三十六 国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の四第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査若しくは同項ただし書の規定による確認、同条第二項の規定による限度額適用・標準負担額減額認定証（以下この号において「限度額適用・減額認定証」という。）の交付、同条第三項の規定により返還される限度額適用・減額認定証の受領、同条第四項において準用する同令第七條の二第二項の規定による限度額適用・減額認定証の提出の求め及び受領、同令第二十七条の十四の四第四項において準用する同令第七條の二第三項の規定による限度額適用・減額認定証の検認若しくは更新若しくは交付、同令第二十七条の十四の四第四項において準用する同令第二十六条の三第五項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同令第二十七条の十四の四第四項において準用する同令第二十六条の三第六項の規定による限度額適用・減額認定証の受領又は同令第二十七

条の十四の四第四項において準用する同令第二十六条の三第七項の規定により返還される限度額適用・減額認定証の受領

三十七 国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の四第六項において準用する同令第二十六条の五第二項（同令第二十六条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査又は同令第二十七条の十四の四第六項において準用する同令第二十六条の五第三項（同令第二十六条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認

三十八 国民健康保険法施行規則第二十七条の二十六第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第三項若しくは第四項の規定による確認又は同条第五項の規定による通知

三十九 国民健康保険法施行規則第二十七条の二十六第六項において適用する同条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第六項において適用する同条第三項若しくは第四項の規定による確認又は同条第七項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定による通知

四十 国民健康保険法施行規則第二十七条の二十七第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第二項の規定による交付、同条第三項の規定による確認、同条第四項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくは交付

四十一 国民健康保険法第五十八条第一項若しくは第二項の規定による支給若しくは給付に係る申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

四十二 国民健康保険法第一百十二条の規定による証明の請求

四十三 国民健康保険法第一百三十三条の規定による文書の提出等（法第八十七条の八第二項第一号に規定する設立団体申請等関係事務処理業務及び法第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務に必要なものに限る。）の求め

四十四 国民健康保険法第一百三十三条の二第一項の規定による資料の提供等（法第八十七条の八第二項第一号に規定する設立団体申請等関係事務処理業務及び法第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務に必要なものに限る。）の求め

四十五 国民健康保険法施行規則附則第三条第一項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実につ

いての審査

四十六 国民健康保険法施行規則附則第五条第一項若しくは第三項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第四項の規定による確認

四十七 国民健康保険法施行規則附則第六条第一項若しくは第二項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第三項の規定による確認

四十八 国民健康保険法施行規則附則第七条第一項の規定による被保険者証の交付又は同条第二項の規定による被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し

(法別表第十号の総務省令で定める事務)

第十条 法別表第十号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第十二条第一項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第四項の規定による報告

二 国民年金法施行令(昭和三十四年政令第八十四号)第一条の二各号に掲げる事務

三 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第六十四条第一項の規定による送付

(法別表第十一号の総務省令で定める事務)

第十一条 法別表第十一号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)第十五条の規定による妊娠の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又は同法第十六条第一項の規定による母子健康手帳の交付

二 母子保健法第十八条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三 母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)第九条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査又は同条第二項の規定による養育医療券の交付

(法別表第十二号の総務省令で定める事務)

第十二条 法別表第十二号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第九条第一項又は第二項の規定による通知

二 住民基本台帳法第九条第一項又は第二項の規定による通知を受けること。

三 住民基本台帳法第十条の規定による通知を受けること。

四 住民基本台帳法第十一条第一項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査若しくは

は閲覧をさせること又は同条第三項の規定による公表

五 住民基本台帳法第十一条の二第一項の規定による申出の受理、その申出に係る事実についての審査又は閲覧をさせること。

六 住民基本台帳法第十一条の二第三項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査又は同条第四項の規定による閲覧事項を取り扱わせること。

七 住民基本台帳法第十一条の二第八項の規定による勧告、同条第九項若しくは第十項の規定による命令又は同条第十一項の規定による報告の求め若しくは報告を受けること。

八 住民基本台帳法第十一条の二第十二項の規定による公表

九 住民基本台帳法第十二条第一項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査若しくは交付、同条第五項の規定による交付、同条第六項の規定による交付の拒否又は同条第七項の規定による求めを受けること若しくは送付

十 住民基本台帳法第十二条の二第一項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査若しくは交付、同条第四項の規定による交付又は同条第五項の規定による求めを受けること若しくは送付

十一 住民基本台帳法第十二条の三第一項若しくは第二項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査、同条第一項若しくは第二項の規定による交付又は同条第九項の規定による求めを受けること若しくは送付

十二 住民基本台帳法第十二条の三第七項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査又は同条第八項の規定による交付

十三 住民基本台帳法第十二条の四第一項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による通知を受けること、同条第四項の規定による作成若しくは交付又は同条第六項において準用する同法第十二条第六項の規定による交付の拒否

十四 住民基本台帳法第十二条の四第二項の規定による通知を受けること又は同条第三項の規定による通知

十五 住民基本台帳法第十二条の五の規定による通報を受けること。

十六 住民基本台帳法第十三条の規定による通報を受けること。

十七 住民基本台帳法第十四条第一項の規定による催告その他住民基本台帳の正確な記録を確保するため

必要な措置又は同条第二項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査

十八 住民基本台帳法第十五条第二項の規定による通知

十九 住民基本台帳法第十七条の二第二項の規定による通知を受けること。

二十 住民基本台帳法第十九条第一項の規定による通知又は同条第二項の規定による通知を受けること。

二十一 住民基本台帳法第十九条第一項の規定による通知を受けること又は同条第二項の規定による通知

二十二 住民基本台帳法第十九条第三項の規定による通知

二十三 住民基本台帳法第十九条第三項の規定による通知を受けること。

二十四 住民基本台帳法第二十条第一項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査若

しくは交付、同条第五項において準用する同法第十二条第六項の規定による交付の拒否又は同法第二十

条第五項において準用する同法第十二条第七項の規定による求めを受けること若しくは送付

二十五 住民基本台帳法第二十条第二項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査若

しくは交付又は同条第五項において準用する同法第十二条の二第五項の規定による求めを受けること若

しくは送付

二十六 住民基本台帳法第二十条第三項若しくは第四項の規定による申出の受理、その申出に係る事実についての審査若しくは交付又は同条第五項において準用する同法第十二条の三第九項の規定による求めを受けること若しくは送付

二十七 住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出（同法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届及び同条第二項に規定する最初の世帯員に関する転入届を含む。）の受理又はその届出に係る事実についての審査

二十八 住民基本台帳法第二十三条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二十九 住民基本台帳法第二十四条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三十 住民基本台帳法第二十四条の二第三項の規定による通知又は同条第四項の規定による通知を受けること。

三十一 住民基本台帳法第二十四条の二第三項の規定による通知を受けること又は同条第四項の規定による通知

三十二 住民基本台帳法第二十五条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三十三 住民基本台帳法第三十条の二第一項の規定による通知を受けること。

三十四 住民基本台帳法第三十条の三第一項若しくは第二項の規定による住民票コードの記載又は同条第三項の規定による通知

三十五 住民基本台帳法第三十条の四第一項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査、同条第三項の規定による記載又は同条第四項の規定による通知

三十六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定による通知

三十七 住民基本台帳法第三十条の十四の規定による求めを受けること又は提供

三十八 住民基本台帳法第三十条の四十六の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三十九 住民基本台帳法第三十条の四十七の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四十 住民基本台帳法第三十条の四十八の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四十一 住民基本台帳法第三十条の五十の規定による通知を受けること。

四十二 住民基本台帳法第三十四条第一項又は第二項の規定による調査（届出、申出その他の行為があつた場合における住民票又は戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正（第四十九号及び第五十号において「記載等」という。）のための調査に限る。）

四十三 住民基本台帳法第三十七条第一項の規定による求めを受けること又は提供

四十四 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第七条第一項の規定による作成又は

同条第二項の規定による記載

四十五 住民基本台帳法施行令第八条の規定による消除

四十六 住民基本台帳法施行令第八条の二第一項又は第二項の規定による作成、記載若しくは消除

四十七 住民基本台帳法施行令第九条の規定による記載の修正

四十八 住民基本台帳法施行令第十条の規定による作成、記載又は消除

四十九 住民基本台帳法施行令第十一条の規定による審査又は住民票の記載等

五十 住民基本台帳法施行令第十二条第一項若しくは第三項の規定による確認若しくは記載等、同条第二

項の規定による記載等又は同条第四項の規定による通知

- 五十一 住民基本台帳法施行令第十三条第一項の規定による記載、同条第二項の規定による記載若しくは訂正又は同条第三項の規定による通知
- 五十二 住民基本台帳法施行令第十四条の規定による作成、改製又は修正
- 五十三 住民基本台帳法施行令第十五条の規定による記載
- 五十四 住民基本台帳法施行令第十五条の四第二項の規定による記載
- 五十五 住民基本台帳法施行令第十八条第一項の規定による作成又は同条第二項の規定による記載
- 五十六 住民基本台帳法施行令第十九条の規定による消除
- 五十七 住民基本台帳法施行令第二十条の規定による記載の修正
- 五十八 住民基本台帳法施行令第二十一条第二項において準用する同令第十五条の規定による記載
- 五十九 住民基本台帳法施行令第二十四条第一項の規定による交付又は同条第二項の規定による再交付
- 六十 住民基本台帳法施行令第三十条の二第一項に規定する記載又は同条第二項に規定する通知
- 六十一 住民基本台帳法施行令第三十条の四第一項に規定する確認若しくは記載の修正又は同条第二項に

規定する通知

六十二 住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第一項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査又は同条第二項の規定による記載

六十三 住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第三項の規定による記載

六十四 住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第四項の規定による申出の受理、その申出に係る事実についての審査又は削除

六十五 住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第五項の規定による削除又は通知

六十六 住民基本台帳法施行令第三十条の二十七第一項又は第二項の規定による記載

六十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法附則第三号に掲げる規定の施行の日前に同法第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カードに関する事務

（法別表第十三号の総務省令で定める事務）

第十三条 法別表第十三号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）第一条の四第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査又は児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）、第二項若しくは第三項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定

二 児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による支給

三 児童手当法施行規則第二条第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査又は児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による改定

四 児童手当法施行規則第三条第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は児童手当法第九条第三項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による改定

五 児童手当法第十一条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による支払の一

時差止め

六 児童手当法施行規則第九条第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査又は児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による支払を行う旨の決定若しくは支払

七 児童手当法施行規則第十二条の九第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査、児童手当法第二十条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する寄附の受領又は同令第十二条の九第二項（同令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による通知

八 児童手当法施行規則第十二条の十第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査、児童手当法第二十一条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による費用の徴収又は同条第二項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による支払

- 九 児童手当法第二十二條第一項（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による徴収又は同條第二項（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- 十 児童手当法第二十二條の二第一項の規定による支払
- 十一 児童手当法施行規則第四條第一項（同令第十五條において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 十二 児童手当法施行規則第五條第一項（同令第十五條において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 十三 児童手当法施行規則第六條第一項、第二項若しくは第四項（第一項又は第二項を同令第十五條において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 十四 児童手当法施行規則第七條第一項（同令第十五條において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 十五 児童手当法施行規則第一條の三（同令第十五條において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

十六 児童手当法第二十八条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の閲覧、資料の提供の求め及び当該資料の受領又は報告の求め及び当該報告の受理

十七 児童手当法施行規則第十条（同令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による通知

十八 児童手当法施行規則第十一条第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による

確認

（法別表第十四号の総務省令で定める事務）

第十四条 法別表第十四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三百三十六条の規定による証明の請求

二 高齢者の医療の確保に関する法律第三百三十七条第二項の規定による調査

三 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第二条第三号の規定による申請の受付、その申請の形式の確認又は被保険者証の引渡し

四 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第四号の規定により返還される被保険者証の受領

五 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第五号の規定による被保険者資格証明書の引渡し

六 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第八号の規定による保険料の減免又は徴収猶予に係る
手続

七 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第九号の規定による広報

八 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第六条各号の規定による受付又は同条第四号若しくは第七号の規定による引渡し

九 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第七条第一号から第十九号の三まで若しくは第二十号の規定による受付又は同条第二号、第九号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号の四、第二十一号若しくは第二十二号の規定による引渡し

十 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第八条第一項若しくは第二項の規定による申請の受付又はその申請の形式の確認

十一 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十条第一項若しくは第二項の規定による届出の受付又はその届出の形式の確認

十二 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十一条の規定による届出の受付又はその届出の形式の
確認

十三 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十二条第一項若しくは第二項の規定による届出の受付
又はその届出の形式の確認

十四 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十五条第一項の規定による通知の引渡し

十五 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十九条第一項の規定による申請の受付又はその申請の
形式の確認

十六 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第二十一条において準用する同令第二十条第四項の規定
により返還される被保険者資格証明書の引渡し

十七 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第二十五条の規定による届出の受付又はその届出の形式
の確認

十八 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第二十六条の規定による届出の受付又はその届出の形式
の確認

十九 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第七十一条の十第四項の規定による証明書の引渡し

(法別表第十五号の総務省令で定める事務)

第十五条 法別表第十五号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この条において「入管特例法」という。）第四条第三項の規定による同条第一項の許可の申請の受付、同条第四項の規定による審査若しくはその申請書類の法務大臣への送付又は入管特例法第六条第一項の規定による特別永住許可書の受領若しくは引渡し

二 入管特例法第七条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号。以下この条において「入管特例法施行令」という。）第一条の規定による交付年月日の記載又は入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知

三 平成二十一年入管法等改正法附則第二十八条第三項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の法務大臣への送付又は同条第四項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは

は引渡し

四 整備・経過措置政令第二十三条第一項において準用する整備・経過措置政令第二十二條第一項の規定による資料の作成若しくは法務大臣への送付、整備・経過措置政令第二十三条第二項において準用する入管特例法施行令第一条の規定による交付年月日の記載又は整備・経過措置政令第二十三条第二項において準用する入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知

五 平成二十一年入管法等改正法附則第二十九条第一項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の法務大臣への送付又は同条第三項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し

六 整備・経過措置政令第二十四条第四項において準用する整備・経過措置政令第二十二條第一項の規定による資料の作成若しくは法務大臣への送付、整備・経過措置政令第二十四条第五項において準用する入管特例法施行令第一条の規定による交付年月日の記載又は整備・経過措置政令第二十四条第五項において準用する入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知

七 入管特例法第十条第一項若しくは第二項の規定による届出の受付、これらの規定により提出される特

別永住者証明書の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の法務大臣への送付又は同条第三項の規定による住居地の記載（入管特例法第八条第五項の規定による記録を含む。以下この条において同じ。）若しくは特別永住者証明書の返還

八 平成二十一年入管法等改正法附則第三十条第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される特別永住者証明書の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の法務大臣への送付又は同条第二項において準用する入管特例法第十条第三項の規定による住居地の記載若しくは特別永住者証明書の返還

九 平成二十一年入管法等改正法附則第三十一条第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される特別永住者証明書の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の法務大臣への送付又は同条第二項において準用する入管特例法第十条第三項の規定による住居地の記載若しくは特別永住者証明書の返還

十 入管特例法施行令第三条又は整備・経過措置政令第二十五条の規定による法務大臣への伝達

十一 入管特例法第十一条第一項の規定による届出の受付、その届出の形式の確認若しくはその届出書類

の法務大臣への送付、同条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は同条第三項の規定による交付年月日の記載

十二 入管特例法第十二条第一項若しくは第二項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の法務大臣への送付、同条第三項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は入管特例法第十二条第三項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記載

十三 入管特例法第十三条第一項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の法務大臣への送付、同条第二項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は入管特例法第十三条第二項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記載

十四 入管特例法第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の法務大臣への送付、同条第四項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、入管特例法第十四条第四項において準用する入管特例法

第十一条第三項の規定による交付年月日の記載、入管特例法第十四条第五項の規定による手数料の經由又は入管特例法施行令第六条の規定による通知若しくは資料の法務大臣への送付

十五 入管特例法施行令第五条の規定による資料の作成又は法務大臣への送付

十六 入管特例法第十六条第三項の規定により返納される特別永住者証明書の受領又は当該特別永住者証明書の法務大臣への送付

十七 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成二十三年法務省令第四十四号。以下この条において「入管特例法施行規則」という。）第五条第一項の規定による申出の受付、その申出の形式の確認又はその申出書類の法務大臣への送付

十八 入管特例法施行規則附則第七条の規定による申出の受付、その申出の形式の確認又はその申出書類の法務大臣への送付

十九 入管特例法施行規則第十六条第一項若しくは第二項の規定により提示される資料の確認又はこれらの項の規定による説明の聴取

二十 入管特例法施行規則第十七条第三項若しくは第四項の規定により提示される資料の確認又はこれら

の項の規定による説明の聴取

二十一 整備・経過措置省令第二十四条第四項若しくは第五項の規定により提示される資料の確認又はこれららの項の規定による説明の聴取

(法別表第十六号の総務省令で定める事務)

第十六条 法別表第十六号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十三条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二 介護保険法施行規則第二十四条第二項若しくは第三項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十二条第三項の規定による交付の求めの受理、その求めに係る事実についての審査又は被保険者証の交付

四 介護保険法施行規則第二十七条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第二項の規定による被保険者証の受領又は同条第三項の規定により返還される被保険者証

の受領

五 介護保険法施行規則第二十八条第二項の規定による被保険者証の提出の求め及び受領又は同条第三項の規定による被保険者証の検認若しくは更新若しくは交付

六 介護保険法施行規則第二十八条の二第一項の規定による負担割合証の交付、同条第二項の規定により返還される負担割合証の受領、同条第三項において準用する同令第二十八条第二項の規定による負担割合証の提出の求め及び受領、同令第二十八条の二第三項において準用する同令第二十八条第三項の規定による負担割合証の検認若しくは更新若しくは交付、同令第二十八条の二第四項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第五項の規定による負担割合証の受領又は同条第六項の規定により返還される負担割合証の受領

- 七 介護保険法施行規則第二十九条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 八 介護保険法施行規則第三十条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 九 介護保険法施行規則第三十一条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 十 介護保険法施行規則第三十二条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

十一 介護保険法第十二条第四項の規定により返還される被保険者証の受領

十二 介護保険法施行規則第二十五条第一項若しくは第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

十三 介護保険法施行規則第三十三条第二項の規定による被保険者証又は負担割合証の受領

十四 介護保険法施行規則第三十五条第一項の規定による申請の受付若しくはその申請の形式の確認、同条第二項の規定による確認、介護保険法第二十七条第七項の規定による記載又は同項若しくは同条第九項の規定による通知若しくは被保険者証の返付

十五 介護保険法施行規則第四十条第一項の規定による申請の受付若しくはその申請の形式の確認、同条第二項の規定による確認、介護保険法第二十八条第四項において準用する同法第二十七条第七項の規定による記載又は同項若しくは同法第二十八条第四項において準用する同法第二十七条第九項の規定による通知若しくは被保険者証の返付

十六 介護保険法施行規則第四十二条第一項の規定による申請の受付若しくはその申請の形式の確認、同条第二項の規定による確認、介護保険法第二十九条第二項において準用する同法第二十七条第七項の規

定による記載又は同項若しくは同法第二十九条第二項において準用する同法第二十七条第九項の規定による通知若しくは被保険者証の返付

十七 介護保険法施行規則第四十四条第一項の規定による通知若しくは被保険者証の提出の求め及び受領又は介護保険法第三十条第一項の規定による被保険者証の記載若しくは返付

十八 介護保険法施行規則第四十七条第一項の規定による通知若しくは被保険者証の提出の求め及び受領又は介護保険法第三十一条第一項の規定による被保険者証の記載の消除若しくは返付

十九 介護保険法施行規則第四十九条第一項の規定による申請の受付若しくはその申請の形式の確認、同条第二項の規定による確認、介護保険法第三十二条第六項の規定による記載又は同項若しくは同条第八項の規定による通知若しくは被保険者証の返付

二十 介護保険法施行規則第五十四条第一項の規定による申請の受付若しくはその申請の形式の確認、同条第二項の規定による確認、介護保険法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条第六項の規定による記載又は同項若しくは同法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条第八項の規定による通知若しくは被保険者証の返付

二十一 介護保険法施行規則第五十五条の二第一項の規定による申請の受付若しくはその申請の形式の確認、同条第二項の規定による確認、介護保険法第三十三条の二第二項において準用する同法第三十二条第六項の規定による記載又は同項若しくは同法第三十三条の二第二項において準用する同法第三十二条第八項の規定による通知若しくは被保険者証の返付

二十二 介護保険法施行規則第五十五条の四第一項の規定による通知若しくは被保険者証の提出の求め及び受領又は介護保険法第三十三条の三第一項の規定による被保険者証の記載若しくは返付

二十三 介護保険法施行規則第五十六条第一項の規定による通知若しくは被保険者証の提出の求め及び受領又は介護保険法第三十四条第一項の規定による被保険者証の記載の消除若しくは返付

二十四 介護保険法第三十五条第二項若しくは第四項の規定による通知又は被保険者証の記載若しくは返付

二十五 介護保険法施行規則第五十八条第一項の規定による通知若しくは被保険者証の提出の求め及び受領又は介護保険法第三十五条第六項の規定による被保険者証の記載若しくは返付

二十六 介護保険法第三十六条の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査若しくは

認定

二十七 介護保険法第三十七条第一項後段の規定による被保険者証の記載

二十八 介護保険法施行規則第五十九条第一項の規定による申請の受付若しくはその申請の形式の確認又は同条第二項の規定による確認

二十九 介護保険法第三十七条第五項の規定による通知又は被保険者証の記載若しくは返付

三十 介護保険法施行規則第六十四条第一号の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三十一 介護保険法施行規則第七十一条第一項の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

三十二 介護保険法施行規則第七十五条第一項又は第二項の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

三十三 介護保険法施行規則第七十七条第一項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又は同条第二項の規定による被保険者証の記載

三十四 介護保険法施行規則第八十三条の四第一項の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

三十五 介護保険法施行規則第八十三条の四の四第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第五項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第五項の規定による証明書の交付又は同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による通知

三十六 介護保険法施行規則第八十三条の六第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第四項の規定による認定証の交付、同条第五項の規定により返還される認定証の受領、同条第六項において準用する同条第二十八条第二項の規定による認定証の提出の求め及び受領、同令第八十三条の六第六項において準用する同令第二十八条第三項の規定による認定証の検認若しくは更新若しくは交付、同令第八十三条の六第七項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくは認定証の交付又は同条第九項の規定により返還される認定証の受領

三十七 介護保険法施行規則第八十三条の八第二項（同令第九十七条の四又は第七十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

三十八 介護保険法施行規則第八十三条の九第一項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三十九 介護保険法施行規則第九十条第一項の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

四十 介護保険法施行規則第九十四条第一項又は第二項の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

四十一 介護保険法施行規則第九十五条の二第一項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第二項の規定による被保険者証の記載

四十二 介護保険法施行規則第九十七条の二第一項の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

四十三 介護保険法施行規則第九十七条の二の二において準用する同令第八十三条の四の四第一項（同条

第六項において準用する場合を含む。）若しくは第五項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同令第九十七条の二の二において準用する同令第八十三条の四の四第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第五項の規定による証明書の交付又は同令第九十七条の二の二において準用する同令第八十三条の四の四第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による通知

四十四 介護保険法施行規則第九十七条の四の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同令第九十七条の四の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第四項の規定による認定証の交付、同令第九十七条の四の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第五項の規定により返還される認定証の受領、同令第九十七条の四において準用する同令第八十三条の六第六項において準用する同令第二十八条第二項の規定による認定証の提出の求め及び受領、同令第九十七条の四において準用する同令第八十三条の六第六項において準用する同令第二十八条第三項の規定による認定証の検認若しくは更新若しくは交付、同令

第九十七条の四の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第七項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくは認定証の交付又は同令第九十七条の四の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第九項の規定により返還される認定証の受領

四十五 介護保険法施行規則第七十一条第一項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四十六 介護保険法施行規則第七十二条の二の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同令第七十二条の二の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第四項の規定による認定証の交付、同令第七十二条の二の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第五項の規定により返還される認定証の受領、同令第七十二条の二の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第六項において準用する同令第二十八条第二項の規定による認定証の提出の求め及び受領、同令第七十二条の二の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第六項において準用する同令第二十八条第三項の規定による認定証の検認若しくは更新若しくは交付、第七十二条の二の規定により読み替えて準用する同令第八十三

条の六第七項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくは認定証の交付又は同令第七十二条の二の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第九項の規定により返還される認定証の受領

四十七 介護保険法施行規則第七十条の規定による通知若しくは被保険者証の提出の求め及び受領又は介護保険法第六十八条第一項の規定による記載（記載の決定を除く。）

四十八 介護保険法施行規則第八十条の規定による記載の消除（記載の消除の決定を除く。）

四十九 介護保険法第六十九条第一項の規定による記載（記載の決定を除く。）又は同条第二項の規定による記載の消除（記載の消除の決定を除く。）

五十 介護保険法第一百五十一条第一号に規定する第一号事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務

五十一 介護保険法施行規則第三十三条の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

五十二 介護保険法施行規則附則第三十五条第一項の規定による申請の受理、その申請に係る事実につい

ての審査又は同条第四項の規定による通知

五十三 介護保険法施行規則附則第三十六条第一項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査、同条第三項若しくは第五項の規定による証明書の交付又は同条第四項の規定による通知

五十四 介護保険法施行規則附則第三十八条の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

五十五 介護保険法施行規則附則第四十条第一項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は同条第四項の規定による通知

五十六 介護保険法施行規則附則第四十一条第一項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査、同条第三項若しくは第五項の規定による証明書の交付又は同条第四項の規定による通知

(法別表第十七号の総務省令で定める事務)

第十七条 法別表第十七号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第四項

の規定による作成若しくは記録、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による通知を受けること又は同条第七項の規定による記録若しくは提供

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第九条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査又は同条第二項において準用する同法第三条第五項の規定による通知

三 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十条第一項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第二項において準用する同法第三条第五項の規定による通知

四 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十八条第一項、第二項若しくは第三項の規定による提供の求め又は提供を受けること。

五 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十九条第一項の規定による情報若しくは通知の受理又は確認

六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項の規定に

よる申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第四項の規定による作成若しくは記録、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による通知を受けること又は同条第七項の規定による記録若しくは提供

七 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十八条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査又は同条第二項において準用する同法第十二条第五項の規定による通知

八 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十九条第一項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第二項において準用する同法第十二条第五項の規定による通知

九 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三十七条第一項若しくは第二項の規定による提供の求め又は提供を受けること。

十 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三十八条第一項の規定による通知の受理又は確認

十一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第五十八条第一項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査又は機構（同法第一条に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。次号において同じ。）への通知

十二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十一条第一項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査又は機構への通知

十三 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十七条第三項の規定による手数料の徴収

十四 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）第二十六条第三項の規定による手数料の徴収

十五 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二百十号）第十条第一号の規定による求めを受けること又は交付

十六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第四十六条第一号の規定による求めを受けること又は交付

十七 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第八十条の規定による保存

(法別表第十八号の総務省令で定める事務)

第十八条 法別表第十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この条において「番号利用法」という。）第七条第一項の規定による指定若しくは通知、番号利用法第八条第一項の規定による通知若しくは求め又は同条第二項の規定による通知を受けること。
- 二 番号利用法第七条第二項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査、指定若しくは通知、番号利用法第八条第一項の規定による通知若しくは求め又は同条第二項の規定による通知を受けること。
- 三 番号利用法第七条第四項の規定による提出を受けること又は同項後段の規定による措置を講ずること。
- 四 番号利用法第七条第五項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくは提出を受けること又は同項後段において準用する同条第四項後段の規定による措置を講ずること。

五 番号利用法第七条第六項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査、行政
手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人
番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令（平成二十
六年総務省令第八十五号。以下この条において「個人番号カード等省令」という。）第十二条の規定に
よる届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

六 番号利用法第七条第七項若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す
る法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下この条において「番号利用法施行令」という。）
第五条第三項の規定により返納される通知カード（番号利用法第七条第一項に規定する通知カードをい
う。以下この条において同じ。）の受領、番号利用法施行令第五条第二項（個人番号カード等省令第三
条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による書面の受領又は個人番号カード
等省令第十五条の規定による表示及び還付

七 番号利用法第十七条第一項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は交付
八 番号利用法第十七条第二項の規定による提出を受けること又は同条第三項の規定による措置を講ずる

こと若しくは返還

九 番号利用法第十七条第四項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくは提出を受けること又は同項後段において準用する同条第三項の規定による措置を講ずること若しくは返還

十 番号利用法第十七条第五項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査、個人番号カード等省令第三十条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

十一 番号利用法第十七条第七項若しくは番号利用法施行令第十五条第三項若しくは第四項の規定により返納される個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条において同じ。）の受領、番号利用法施行令第十五条第二項（個人番号カード等省令第三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による書面の受領、番号利用法施行令第十七条の規定による廃棄又は個人番号カード等省令第三十二条第一項の規定による表示及び還付

十二 番号利用法第十八条の規定による記録又は番号利用法施行令第十八条第一項の規定による目的の明示及び同意を得ること。

十三 番号利用法施行令第三条第五項若しくは第四条第二項の規定による求め、番号利用法施行令第六条

第一項若しくは第二項の規定による命令、番号利用法施行令第十三条第四項の規定による求め又は番号利用法施行令第十六条第一項若しくは第二項の規定による命令

十四 番号利用法施行令第十三条第一項後段の規定による申請の受付又はその申請の形式の確認

十五 個人番号カード等省令第十一条第一項の規定による求めの受理若しくはその求めに係る事実についての審査、同条第二項の規定により返納される通知カード若しくは個人番号カードの受領、同条第三項の規定による再交付又は同条第五項の規定により返納される通知カード若しくは個人番号カード及び書面の受領

十六 個人番号カード等省令第十五条の二の規定による提供

十七 個人番号カード等省令第二十三条（個人番号カード等省令第二十八条第七項において準用する場合を含む。）の規定による保存

十八 個人番号カード等省令第二十七条第二項の規定による求めの受理又はその求めに係る事実についての審査

十九 個人番号カード等省令第二十八条第一項の規定による求めの受理、その求めに係る事実についての

総行経第122号
平成30年4月1日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項
の総務省令で定める事務を定める省令の施行について（通知）

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成29年総務省令第79号。以下「事務範囲省令」という。）の公布については、平成29年12月4日付け総行経第91号総務省自治行政局長通知によりお知らせしたところですが、同通知の記載事項のほか、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう格別の配慮を願います。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村の市町村長及び市町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

なお、各市町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

I 総論

第一 申請等関係事務の範囲

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定により、地方独立行政法人の定款には業務の範囲を規定しなければならない。このため、申請等関係事務処理法人に申請等関係事務を行わせる市町村は、当該法人に行わせる申請等関係事務の範

困を当該法人の定款において明らかにする必要がある。法別表に掲げる事務のうち、申請等関係事務処理法人に行わせる事務の具体的な範囲については、地域の実情を踏まえ、市町村において適切に判断する必要があること。

第二 法別表に掲げる事務以外の事務の取扱いについて

申請等関係事務法人は、法第87条の5の規定により、法第21条第5号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならないこととされていること。

なお、附帯業務については、①本来の事業と事業の性格上密接な関係にある場合、②本来の事業に係る土地、施設等の資産や知識、技能を有効活用する関係にある場合、③本来の事業の健全な運営に資するため吸収する関係にある場合、のいずれかに該当する場合に限定されるべきものと解されていること。

「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室通知。以下「内閣府通知」という。)において民間事業者に取り扱わせることができるものと整理された窓口業務には申請等関係事務に該当しないものがあるが、当該該当しない事務の処理が申請等関係事務処理業務に附帯するものである場合には、附帯業務として行うことは差し支えないこと。

法第87条の3第2項又は第87条の12第2項の規定により、申請等関係事務処理法人が申請等関係事務を処理する場合には、当該法人を設立団体又は関係市町村とみなして、当該設立団体又は関係市町村による申請等関係事務の処理について適用がある法令並びに条例及び規則の規定が適用される。このため、例えば、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による本人確認情報の取得や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)による特定個人情報の取得等については、住民に対する権利義務の設定等の対外的効力を生じさせない行政機関の内部的な事務処理であるため申請等関係事務に含まれていないが、附帯業務として処理することは可能であること。

II 各論

第一 第1条(法別表第1号の総務省令で定める事務)に関して

一 対象から除外している主な事務

「戸籍法(昭和22年法律第224号)による戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの」(法別表第1号)の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。

- 1 第三者(国又は地方公共団体の機関を除く。)による戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。)・除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「除籍謄本

等」という。)の請求に係る交付又は交付の拒否の決定(戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条の2第1項、第3項、第4項及び第5項(いずれも同法第12条の2において準用する場合を含む。))

- 2 第三者(国又は地方公共団体の機関を除く。)による請求に係る請求の任に当たっている者の確認のうち、現に請求の任に当たっている者の戸籍の記載事項について説明を求める方法やその他の現に請求の任に当たっている者を特定するために適当と認める方法による本人確認(戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第11条の2第3号)

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 戸籍に記載されている者等による戸籍謄本等・除籍謄本等の請求に係る交付又は交付の拒否の決定(戸籍法第10条第1項及び第2項(いずれも同法第12条の2において準用する場合を含む。))
- 2 国又は地方公共団体の機関による戸籍謄本等・除籍謄本等の請求に係る交付又は交付の拒否の決定(戸籍法第10条の2第2項(いずれも同法第12条の2において準用する場合を含む。))
- 3 戸籍に記載されている者等による戸籍謄本等・除籍謄本等の請求に係る請求の任に当たっている者の確認のうち、現に請求の任に当たっている者の戸籍の記載事項について説明を求める方法やその他の現に請求に当たっている者を特定するために適当と認める方法による本人確認(戸籍法施行規則第11条の2第3号(同法第12条の2において準用する場合を含む。))
- 4 国又は地方公共団体の機関による戸籍謄本等・除籍謄本等の請求に係る請求者に対する必要な説明の求め(戸籍法第10条の4(同法第12条の2において準用する場合を含む。))

三 その他の留意事項

- 1 内閣府通知に記載されている戸籍の届出に係る事務は、市町村の適切な管理のもと市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務とされており、申請等関係事務処理法人にも委託することが可能であること。
- 2 本条に規定された事務を行うに当たっては「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(平成25年3月28日法務省民一第317号民事局民事第一課長通知)」及び「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(平成27年3月31日法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡)」に留意すること。

第二 第2条（法別表第2号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による埋葬、火葬又は改葬の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第2号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- ・ 埋葬、火葬又は改葬の許可の決定（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第1項）

第三 第3条（法別表第3号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第3号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 氏名変更・住所地変更の身体障害者手帳への記載（身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第9条第3項及び第5項）
- 2 身体障害者手帳を返還しないまま、身体障害者が死亡した事実が判明した場合の都道府県知事に対する通知（身体障害者福祉法施行令第12条第2項）
- 3 身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者につき、その居住地を管轄する保健所長に対する通知（身体障害者福祉法施行令第8条第2項）
- 4 居住地若しくは氏名を変更し、又は新たに身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者につき、その居住地を管轄する保健所長に対する通知（身体障害者福祉法施行令第11条）

三 その他の留意事項

身体障害者手帳の交付は都道府県知事等により行われるものであるため、申請等関係事務処理法人においては、身体障害者手帳の交付以外の事務を行うこと。（経由事務）

第四 第4条（法別表第4号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第4号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 氏名変更・同一の都道府県の区域内における居住地変更（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第7条第3項）
- 2 障害認定更新の精神障害者保健福祉手帳への記載（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第8条2項）

三 その他の留意事項

精神障害者保健福祉手帳の交付は都道府県知事等により行われるものであるため、申請等関係事務処理法人においては、精神障害者保健福祉手帳の交付以外の事務を行うこと。（経由事務）

第五 第5条（法別表第5号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「地方税法（昭和25年法律第226号）による証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第5号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 納税証明書の交付（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10）
- 2 固定資産課税台帳記載事項証明書の交付（地方税法第382条の3）

第六 第6条（法別表第6号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）による犬の登録又は注射済票の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第6号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 犬の登録決定（狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項）
- 2 犬が死亡したときの登録の消除決定（狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第2条）
- 3 所在地及び所有者の氏名又は住所変更に係る登録の変更決定（狂犬病予防法施行令第2条の2第1項）
- 4 旧所在市町村長への通知（狂犬病予防法施行令第2条の2第2項）
- 5 所在地変更通知を受けた場合の新所在市町村長への原簿の送付（狂犬病予防法施行令第2条の2第3項）

第七 第7条（法別表第7号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による臨時運行の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第7号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- ・ 臨時運行（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車に係るものを含む。）の許可（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。））

第八 第8条（法別表第8号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による中長期在留者の住居地の届出又は外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第8号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 住居地の届出に係る事項の法務大臣に対する伝達（出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号）第2条並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成23年政令第421号）第18条）
- 2 法務大臣に対する住民票の記載等に係る通知（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第61条の8の2）

三 その他の留意事項

- 1 在留カードの交付は法務大臣により行われるものであるため、申請等関係事務処理法人においては、在留カードの交付以外の事務を行うこととなる。（経由事務）
- 2 本条に規定された事務を行うにあたっては、「市区町村在留関連事務取扱要領（平成29年1月6日付け法務省管在第34号別冊）」に留意すること。

第九 第9条（法別表第9号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

- 1 「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務（当該支給を除く。）であって総務省令で定めるもの」（法別表第9号）の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。
 - ア 保険給付の支給（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第4章）
 - イ 保険料（保険税を含む。）の減免の決定（国民健康保険法第77条）
- 2 次の事務は事務範囲省令には規定されておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。
 - ア 被保険者証の返還の求め及び被保険者資格証明書の交付決定（国民健康保険法第9条第3項、第4項及び第6項）
 - イ 保険料（保険税を含む。）の滞納に係る災害その他の政令で定める特別の事情に係る届出の受理（国民健康保険法第9条第3項並びに第4項及び第63条の2）
 - ウ 一部負担金の減免の決定（国民健康保険法第44条第1項）
 - エ 療養費、特別療養費及び移送費の支給決定（国民健康保険法第54条第2項、第54条の3第1項及び第54条の4第1項）
 - オ 給付事由が第三者の行為によって生じた場合の被害の届出の受理（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の6）

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項の届出の受理（国民健康保険法第9条第1項及び第9項）
- 2 被保険者証又は被保険者資格証明書の再交付、検認及び更新（国民健康保険法施行規則第7条第1項、第7条の2第1項及び第7条の3）
- 3 特定同一世帯所属者証明書の交付（国民健康保険法施行規則第12条の2）
- 4 高齢受給者証の交付、検認及び更新（国民健康保険法施行規則第7条の4第1項及び第3項）
- 5 食事療養標準負担額減額認定証及び生活療養標準負担額減額認定証の交付（国民健康保険法施行規則第26条の3第2項及び第26条の6の4第2項）
- 6 特定疾病給付対象療養の認定（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第7項）
- 7 特定疾病療養受療証の交付（国民健康保険法施行規則第27条の13第4項）
- 8 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の交付（国民健康保険法施行規則第27条の14の2第3項及び第27条の14の4第2項）
- 9 高額療養費並びに高額介護合算療養費の支給申請の受理及び証明証の交付（国民健康保険法施行規則第27条の16第1項、第27条の26第1項及び第27条の27第1項）
- 10 特別療養給付の支給申請の受理（国民健康保険法施行規則第28条第1項）

第十 第10条（法別表第10号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除若しくは納付に関する事務（当該支給及び免除を除く。）であつて総務省令で定めるもの」（法別表第10号）の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。

- 1 国民年金の給付又は一時金の支給（国民年金法（昭和34年法律第141号）第2条）
- 2 保険料の免除又は納付猶予（国民年金法第90条、第90条の2及び第90条の3、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）第19条並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）第14条）

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 届出の受理の厚生労働大臣への報告（国民年金法第12条第4項）

- 2 給付を受ける権利の裁定の請求に係る事実についての審査（国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第1条の2第3号）
- 3 保険料の法定免除事由の消滅の申出に係る事実についての審査（国民年金法施行令第1条の2第8号）
- 4 保険料の免除等の申請に係る事実についての審査（国民年金法施行令第1条の2第9号）
- 5 保険料の学生納付特例の不該当の届出に係る事実についての審査（国民年金法施行令第1条の2第10号）

三 その他の留意事項

- 1 事務範囲省令第10条第2号において、国民年金法施行令第1条の2（市町村が処理する事務）を引用しており、事務の詳細については、同条を参考とされたいこと。
- 2 本条に規定された事務を行うにあたっては、「国民年金市町村事務処理基準（平成30年2月27日年管発0227第3号厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知別添）」に留意すること。

第十一 第11条（法別表第11号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

- 1 「母子保健法（昭和40年法律第141号）による妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出又は養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する事務（当該給付及び支給を除く。）であって総務省令で定めるもの」（法別表第11号）の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。
 - ・ 未熟児の養育医療に関する費用支給（母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項）
- 2 次の事務は事務範囲省令には規定されておらず、申請等関係事務に含まれていない。
 - ・ 未熟児の養育医療の申請の審査又は受給可否決定（母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第9条第1項）

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 低体重児の届出の受理（母子保健法第18条）
- 2 未熟児の養育医療の申請の受理（母子保健法施行規則第9条第1項）
- 3 未熟児の養育医療券の交付（母子保健法施行規則第9条第2項）

第十二 第12条（法別表第12号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

1 「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳及び戸籍の附票に関する事務（住民基本台帳及び戸籍の附票の作成を除く。）であつて総務省令で定めるもの」（法別表第12号）の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。

- ・ 住民基本台帳及び戸籍の附票の作成（住民基本台帳法第6条第1項及び第16条第1項）

2 次の事務は事務範囲省令には規定されておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。

ア 本人確認情報を提供する条例を定めること（住民基本台帳法第30条の14）

イ 国又は都道府県から必要な指導を受けること（住民基本台帳法第31条第1項）

ウ 主務大臣又は都道府県から報告の求め、助言及び勧告を受けること並びに報告をすること（住民基本台帳法第31条第2項）

エ 主務大臣又は都道府県知事に対する助言及び勧告を求めること（住民基本台帳法第31条第4項）

オ 都道府県知事に対する住民の住所の認定についての決定を求める旨を申し出ること及び当該決定に不服があるときに裁判所に出訴すること（住民基本台帳法第33条第1項及び第4項）

カ 調査（届出、申出その他の行為があつた場合における住民票又は戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）のための調査を除く。）（住民基本台帳法第34条第1項及び第2項）

キ 住民の福祉の増進に資する事項のうち、住民に関する事務を管理し及び執行するために住民票に記載することが必要であると認めるものを住民票に記載をする事項とすること（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第6条の2）

ク 職権による住民票の記載等をしたときに当該記載等に係る者に通知をする場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときのその旨の公示（住民基本台帳法施行令第12条第4項）

ケ 住民票の改製及び改製をした場合に消除又は修正された記載の移記を省くこと（住民基本台帳法施行令第16条）

コ 住民票の再製並びに再製をした場合のその旨の公示及び縦覧（住民基本台帳法施行令第17条第1項及び第2項）

サ 外国人住民の通称を削除したときに当該削除に係る外国人住民に通知をする場合において、通知を受けるべき外国人住民の住所及び居所が明らかでないときその他

通知をすることが困難であると認めるときのその旨の公示（住民基本台帳法施行令第30条の26第5項）

シ 消除された住民票等の保存（住民基本台帳法施行令第34条第1項から第4項まで）

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

一に掲げる事務以外の事務については、内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていない事務も含め申請等関係事務処理法人に行わせることが可能であること。

三 その他の留意事項

- 1 申請等関係事務処理法人が本条に規定された事務を行うにあたり、住民基本台帳ネットワークシステムを取り扱うことは可能であること。
- 2 本条に規定された事務を行うにあたっては、「住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）」に留意すること。

第十三 第13条（法別表第13号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第13号）の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。

- 1 児童手当の不支給（児童手当法（昭和46年法律第73号）第10条）
- 2 不正利得の徴収（児童手当法第14条）
- 3 調査（児童手当法第27条）

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 受給資格の認定（児童手当法第7条第1項、第2項及び第3項）
- 2 児童手当の支給（児童手当法第8条第1項）
- 3 児童手当の額の改定（児童手当法第9条第1項及び第3項）
- 4 児童手当の減額改定（児童手当法第9条第3項）
- 5 児童手当の一時差止め（児童手当法第11条）
- 6 未支払の児童手当の支給（児童手当法第12条第1項及び第2項）
- 7 児童手当に係る寄附の受領（児童手当法第20条第1項）

- 8 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等（児童手当法第21条第1項及び第2項）
- 9 保育料の特別徴収等（児童手当法第22条第1項及び第2項）
- 10 施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の児童手当の支払（児童手当法第22条の2第1項）
- 11 現況の届出の受理又はその届出に係る事実の審査（児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第4条第1項及び第3項）
- 12 氏名変更等の届出の受理又はその届出に係る事実の審査（児童手当法施行規則第5条第1項及び第2項）
- 13 住居変更等の届出の受理又はその届出に係る事実の審査（児童手当法施行規則第6条第1項、第2項及び第4項）
- 14 受給事由消滅の届出の受理又はその届出に係る事実の審査（児童手当法施行規則第7条第1項及び第2項）
- 15 父母指定者の届出の受理又はその届出に係る事実の審査（児童手当法施行規則第1条の3）
- 16 児童手当の支給に関する処分に関し必要な書類の閲覧、資料の提供の求め及び当該資料の受領又は必要な事項の報告の求め及び当該報告の受理（児童手当法第28条）
- 17 公簿等による確認（児童手当法施行規則第11条第1項）

三 その他の留意事項

- 1 本条に規定された事務を行うにあたっては、児童手当関係法令及び「市町村における児童手当関係事務処理について（平成27年12月18日府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）」等関係通知に留意することとする。
- 2 児童手当法第28条の規定による資料の提供の求め及び報告の求め等を対象事務として規定しているが、当該事務には、申請者等の所得状況の確認のため官公署に対して行われる事務のほか、同法第26条第1項に規定する現況届の内容又は同法第27条に規定する調査の結果を確認し、あるいはこれらが不十分である場合において行われる事務が存在する。このうち、後者の事務については個別的対応が必要となることに鑑み、市町村において取り組まれることが望ましいものであること。
- 3 児童虐待・DV事例における児童手当関係事務の処理については、「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務の処理について（平成24年3月31日雇児発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」において示しているところであるが、当該事務処理については地方自治体間や関係機関との連携等の個別的な対応が必要となることに鑑み、市町村において取り組まれることが望ましいものであること。
- 4 特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いについて

は、個人情報保護委員会が定めている「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に従い、適正に行うものとする。

第十四 第14条（法別表第14号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する事務（当該支給を除く。）であって総務省令で定めるもの」（法別表第14号）の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。

- ・ 後期高齢者医療給付の支給（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第4章第3節）

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 戸籍に関する無料証明（高齢者の医療の確保に関する法律第136条）
- 2 被保険者等に関する調査（高齢者の医療の確保に関する法律第137条第2項）

三 その他の留意事項

被保険者証等の交付は後期高齢者医療広域連合により行われるものであるため、申請等関係事務処理法人においては、被保険者証等の交付以外の事務を行うこと。（経由事務）

第十五 第15条（法別表第15号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住許可、特別永住者証明書の交付又は特別永住者からの届出に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第15号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 特別永住許可申請に係る審査（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第4条第4項）
- 2 特別永住者証明書の汚損等を知った場合の法務大臣への通知若しくは資料の送付

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令(平成23年政令第420号)第6条)

- 3 特別永住者証明書を交付した旨の法務大臣への通知、受理した届出・申請書類の法務大臣への送付、親権者等の証明書類等の確認、代理人の証明書類等の確認及び住居地の届出に係る事項の法務大臣への伝達(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令第2条第1項、第3条及び第5条、及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第25条並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則(平成23年法務省令第44号)第16条第1項若しくは第2項及び第17条第3項若しくは第4項)

三 その他の留意事項

- 1 特別永住許可書又は特別永住者証明書の交付は法務大臣により行われるものであるため、申請等関係事務処理法人においては、特別永住許可書又は特別永住者証明書の交付以外の事務を行うこと。(経由事務)
- 2 本条に規定された事務を行うにあたっては、「特別永住許可事務取扱要領(平成29年3月24日付け法務省管在第1857号別添)」及び「市区町村在留関連事務取扱要領(平成29年1月6日付け法務省管在第34号別冊)」に留意すること。

第十六 第16条(法別表第16号の総務省令で定める事務)に関して

一 対象から除外している主な事務

「介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの」(法別表第16号)の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。

- 1 要介護認定・要支援認定における調査、審査及び認定(介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第2項から第5項まで、第32条第3項、第4項及び第6項並びに第33条の3)
- 2 正当な理由なく調査等に従わない場合の要介護認定の申請の却下(介護保険法第27条第10項)
- 3 要介護状態区分・要支援状態区分の変更の認定(介護保険法第30条第1項)
- 4 要介護認定・要支援認定の取消し(介護保険法第31条第1項前段及び第34条第1項前段)
- 5 介護給付等対象サービスの種類の指定及び変更(介護保険法第37条第1項及び第4項)
- 6 保険料滞納者に係る保険給付の支払方法の変更の被保険者証への記載及び記載の消除(介護保険法第66条第1項から第3項)

- 7 保険給付差止の被保険者証への記載の決定及び記載の消除の決定（介護保険法第68条第1項及び第2項）
- 8 給付額減額等の被保険者証への記載の決定及び記載の消除の決定（介護保険法第69条第1項及び第2項）

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 被保険者証の交付決定（介護保険法第12条第3項）
- 2 負担割合証の交付決定（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第28条の2第1項）
- 3 高額医療合算介護サービス費に係る証明書の交付決定（介護保険法施行規則第83条の4の4第2項）
- 4 特定入所者介護サービス費認定証等の交付決定（介護保険法施行規則第83条の6第5項）
- 5 居宅介護サービス計画費の代理受領に係る被保険者証の記載の決定（介護保険法施行規則第77条第2項）

第十七 第17条（法別表第17号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）による署名用電子証明書の発行、利用者証明用電子証明書の発行又はこれらが効力を失っていないことその他の事項の確認に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第17号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 その他の留意事項

本条に規定された事務を行うにあたっては、「公的個人認証サービス事務処理要領（平成16年1月5日総行自第1号）」等関係通知に留意すること。

第十八 第18条（法別表第18号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）による個人番号の指定又は個人番号カードの交付に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第18号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 その他の留意事項

- 1 通知カードの再交付、記載事項変更その他の通知カードに関する事務は、「個人番号の指定」に関する事務として対象としていることに留意すべきこと。
- 2 本条に規定された事務を行うにあたっては、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領について（平成27年9月29日総行住137号通知）」等関係通知に留意すること。

第十九 第19条（法別表第19号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「都道府県知事又は指定都市の長が作成する知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報を記載した手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第19号）の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。

- 1 当該手帳の交付に係る判定及び判定結果が記入された申請書の都道府県知事又は指定都市の長への送付（「療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」第5の2）
- 2 障害の程度の確認のための判定、当該手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者への当該手帳の返付（「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知。以下「実施要綱」という。）」第5の1（2））
- 3 判定結果の都道府県知事又は指定都市の長への通知（実施要綱第5の1（3））

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- ・ 氏名、住所等に変更が生じたときの届出に基づく療育手帳の記載事項の訂正（実施要綱第5の2の（2））

第二十 第20条（法別表第20号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「市町村長が作成する印鑑に関する証明書等の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第20号）の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。

- 1 登録資格に関する事項、登録印鑑に関する事項、印鑑登録原票に関する事項、印鑑登録証に関する事項、印鑑登録証明書に関する事項、手数料に関する事項等印鑑の登録及び証明に関する事務に関する事項を条例等において定めること
- 2 印鑑登録原票を備えること（印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）第2の5（1））

- 3 質問及び調査（申請、届出その他の行為があった場合における印鑑の登録又は証明のための質問及び調査を除く。）（印鑑登録証明事務処理要領第7の2）
- 4 印鑑登録原票の除票等の保存（印鑑登録証明事務処理要領第7の3）

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

印鑑登録証明事務処理要領に記載されている事務で一に掲げる事務以外の事務については、内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていない事務も含め申請等関係事務処理法人に行わせることが可能であること。

三 その他の留意事項

本条に規定された事務を行うにあたっては、「印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年2月1日自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）」に留意すること。

第二十一 第21条（令第5条第1項の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）による児童生徒等の住所変更に関する届出の通知に関する事務であって総務省令で定めるもの」（地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第5条第1項）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- ・ 児童生徒等の住所変更に関する届出についての市町村長から教育委員会に対する通知（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第4条）

三 その他の留意事項

本条は、法別表第21号の規定に基づき、地方独立行政法人法施行令で定められた申請等関係事務についての詳細を定めたものであること。

第二十二 第22条（法別表第24号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「第一号から第二十二号までに掲げる事務に係る行政手続法による同法第二条第三号に規定する申請に対する同条第二号に規定する処分に関して行政庁が行うこととされている事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第24号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 その他の留意事項

- 1 行政手続法（平成5年法律第88号）による行政手続（審査基準の設定、標準処理期間の設定、不許可の場合の理由の提示等）については、申請等の行為を処理することに起因して住民に保護されるべき適正手続に係る義務であるため、申請等の処理と一体的に処理するものとして申請等関係事務と位置付けたものであること。
- 2 本条に規定された事務を行うに当たっては、「行政手続法及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行について（平成6年9月30日自治文第60号）」に留意すること。

【連絡先】

- 総論及び事務範囲省令全体に関することについて
総務省自治行政局行政経営支援室地方行革推進係（03-5253-5519）

- 各論の個別法令に関することについて
 - 第一条：法務省民事局民事第一課戸籍指導係（03-3580-4111）
 - 第二条：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課企画法令係（03-3595-2301）
 - 第三条：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課統計調査人材養成・障害認定係（03-3595-2389）
 - 第四条：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課障害保健係（03-3595-2307）
 - 第五条：総務省自治税務局企画課企画係（03-5253-5658）
 - 第六条：厚生労働省健康局結核感染症課動物由来感染症指導係（03-3595-2257）
 - 第七条：国土交通省自動車局自動車情報課（03-5253-8587）
 - 第八条：法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室市町村連携担当係
 - 第九条：厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係（03-3595-2565）
 - 第十条：厚生労働省年金局事業管理課企画係（03-3595-2811）
 - 第十一条：厚生労働省保健局母子保健課企画調整係（03-3595-2544）
 - 第十二条：総務省自治行政局住民制度課住民台帳第1係（03-5253-5517）
 - 第十三条：内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室（03-6257-3082）
 - 第十四条：厚生労働省保険局高齢者医療課企画法令係（03-3595-2090）
 - 第十五条：法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室市町村連携担当係
 - 第十六条：厚生労働省老健局総務課企画法令係（03-3591-0954）
 - 第十七条：総務省自治行政局住民制度課住民台帳第4係（03-5253-5517）
 - 第十八条：総務省自治行政局住民制度課住民台帳第3係（03-5253-5517）
 - 第十九条：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課統計調査人材養成・障害認定係（03-3595-2389）
 - 第二十条：総務省自治行政局住民制度課住民台帳第1係（03-5253-5517）
 - 第二十一条：文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室義務教育改革係（03-6734-2007）
 - 第二十二条：総務省行政管理局行政手続室（03-5253-5353）

審査若しくはその求めに係る再交付又は同条第二項若しくは第五項の規定により返納される個人番号カードの受領

二十 個人番号カード等省令第三十二条の二の規定による提供

二十一 個人番号カード等省令第三十三条第二項若しくは第三項に規定する届出の受理若しくはそれらの届出に係る事実についての審査又は同条第二項若しくは第三項の規定による設定

二十二 番号利用法附則第三条第二項若しくは第三項（番号利用法施行令附則第三条において準用する場合を含む。）の規定による指定若しくは通知又は番号利用法附則第三条第四項（番号利用法施行令附則第三条において準用する場合を含む。）において準用する番号利用法第八条第一項の規定による通知若しくは求め若しくは同条第二項の規定による通知を受けること。

（法別表第十九号の総務省令で定める事務）

第十九条 法別表第十九号の総務省令で定める事務は、都道府県知事又は指定都市の長が作成する知的障害者（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者をいう。以下この条において同じ。）に関する情報を記載した手帳の交付に関する事務（当該手帳の交付に係る判定及び判定結果が記入

された申請書の都道府県知事又は指定都市の長への送付並びに障害の程度の確認のための判定、当該手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者への当該手帳の返付及び判定結果の都道府県知事又は指定都市の長への通知を除く。）とする。

（法別表第二十号の総務省令で定める事務）

第二十条 法別表第二十号の総務省令で定める事務は、市町村の長が作成する印鑑に関する証明書に
関する事務とする。

（地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務）

第二十一条 地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第四条の規定による通知とする。

（法別表第二十四号の総務省令で定める事務）

第二十二条 法別表第二十四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第五条第一項の規定による審査基準の定め及びその基準の公

表

- 二 行政手続法第六条の規定による標準処理期間の定め及び公表
- 三 行政手続法第七条の規定による申請の補正の求め又は当該申請により求められた許認可等（同法第二
条第三号に規定する許認可等をいう。）の拒否及び同法第八条第一項の規定による理由の提示
- 四 行政手続法第九条の規定による処分の特期の見通しの提示又は申請に必要な情報の提供
- 五 行政手続法第十条の規定による申請者以外の者の意見の聴取
- 六 行政手続法第十一条第二項の規定による申請の審査の促進

附 則

（施行期日）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。